

日本共産党県議団の遠藤いく子です。村井県政4期目がスタートいたしました。私は、今回の知事選の論戦や村井嘉浩政策集2017を踏まえて、知事の基本姿勢について、以下質問致します。

1、 知事選の論戦と少人数学級について

先の知事選で村井知事の相手候補の多々良哲氏は、「本物の豊かさ」を提起し、「宮城の豊かな人、食、環境を守りながら、それらを活かした産業を育て、地域の中で生きてお金が回る。地域の中で健やかな介護や子育てが出来る。そんな宮城をつくりたい」と述べました。知事、このような相手候補の政策や基本姿勢について、取り入れたい政策や学ぶべき政治姿勢はありましたか。お答えください。

知事は先日の予算調整の質疑の中で、「政策集は私がやりたいと思うことを書いた。今後調整して行く」と答えました。その知事のやりたいことの中に、宮城の子どもたちにとって大変重要な少人数学級が盛り込まれていることを私は注目しました。

そこでしょうか。本年6月議会における角野達也議員の一般質問に対する答弁では「少人数学級がいいんだいいんだと先ほどおっしゃいましたが一中略クラスはむしろもっと大きな規模にする方がいいんじゃないのかなというのが私の考えです」と述べていました。当時その答弁に私はあきれてしまいましたが、今回少人数学級は重要であると、知事は考えを一步前に進めたと理解してよろしいですか。それなら是非来年度予算に具体化することを求めますがいかがでしょうか。

2、 突然浮上した指定廃棄物処分について

村井知事は知事選告示日の10月5日第一声を加美町で行いました。その演説の中で、指定廃棄物について最終処分場をつくらず放射性物質汚染廃棄物を集約して長期保管施設をつくる考えを示したと報じられました。この報道の通りと受け止めてよろしいですか。

知事は投票日翌日の地元紙インタビューに答え、あくまで国がイニシアティブをもっているがと前置きした上で、「結果的には建設候補地の撤回を求める形になる」と述べました。知事の考えが指定廃棄物の最終処分場をつくらないという報道の通りとすれば、各県一つという処分場建設の撤回を国に迫らなければなりません。いつの時期にどのようにして撤回を求めるおつもりですか。

放射性物質汚染廃棄物について、本定例会に対する知事説明ではこの点に関して全く触れていません。なぜでしょうか。

また春頃から考えていたということですが、それでは市内でどのような検討の経過を経たのか、お聞かせください。

一方8000ベクレル以下の汚染廃棄物について焼却処分をしようとしていることは重大です。第14回市町村長会議で合意したと言いますが、実際は県による方針押しつけに思えてなりません。8000ベクレル以下を焼却することと、今回の指定廃棄物長期保管施設建設がセットになれば、指定廃棄物の放射能が暫時低減して8000ベクレル以下になった場合、結局放射能汚染廃棄物の「全量焼却」に道が開かれる危険があると県民から不安の声が出ています。この不安に対して、知事はどうこたえられますか。

3、女川原発再稼働について

東北電力は、18年度中にも女川原発2号機再稼働を視野に入れて準備をしていると言われていています。知事は再稼働について「態度表明は時期尚早」、「原発再稼働を争点にしない」という基本姿勢を一貫してとり続けてきました。それは地元紙が8月に行った世論調査、すなわち再稼働反対、どちらかと言えば反対を合わせると68、6%という傾向が、選挙結果に出ることを避けたかったのではありませんか。お答えください。

一方知事は選挙後の定例記者会見で、相手候補が獲得した18万4776について、どうしても再稼働に反対だという最大数だとの見方を示しました。自らが争点にしないといいながら、選挙結果が出たら再稼働反対の県民は最大でもこの程度と言わんばかりの態度は筋が通らないと思いませんか。いかがですか。

原発再稼働に関連して、相手候補が提起した住民投票について、知事は9月22日の定例記者会見で全面否定をおこないました。私が違和感をもったのは、この問題に限らずと前置きして「住民投票がベストなら議会も要らなければ極端な場合首長も要らなくなる」と述べたことです。代議制民主主義の基では住民投票という手法はあり得ないと聞こえました。その認識は今も変わりありませんか。

知事十分ご承知のように、住民投票条例に基づく住民投票は、住民が条例制定の直接請求を行う場合には地方自治法74条に、議会議員が提起する場合は議会定数の12分の一以上の賛成によることが地方自治法112条第2項に、知事が条例案を提出する場合は149条第1項第1号に、それぞれ規定されています。いずれの場合も議会が条例案を可決しなければ条例制定には至りません。

このように法律によって位置づけられ、議会提出の要件も定められている

住民投票は、民意を確認する方法のひとつであり、地方自治を豊かにする方法として代議制民主主義を補完するものと私は考えます。「住民投票がベストなら、議会も首長も要らない」というのは極論であり、失言です。この失言の撤回を求めます。ご答弁ください。

次に再稼働に関する地元同意の範囲についてうかがいます。地元紙が8月に行ったアンケートでは、適切な地元同意の範囲は県内全市町村と答えた県民が55・5%にのぼり、UPZ市町と答えたのを合わせると、85%が、現在のやり方の変更を求めているのです。

11月には二回の避難訓練が行われました。福島原発事故以来緊急防護措置区域とされ、避難計画を義務つけられて訓練も行う、UPZ圏内の市町が立地自治体と同じように、同意権を持つのは当然だと私も考えます。また福島原発事故の実際から、被害は30キロ圏内で終わるものではないことも明らかになっています。地元同意の範囲は県と立地自治体で十分と知事が判断した理由を改めて伺います。

全国には、宮城と対照的な対応をしている県があります。新潟県では、県と立地自治体が安全協定を結んだことに留まらず、福島原発の事故後立地自治体以外の全市町村と東京電力との安全協定が結ばれました。原子力発電所連絡会を設置して定期的に開催し双方が意見を述べる事が出来ます。その運用要綱では、東京電力が協定締結市町村に対して報告すべき項目の中に「発電所の原子炉施設及びこれに関連する施設等の新設及び増設並びに重要な変更に関する事項」など5項目を明示しました。

地元同意の権限は、具体的には電力と自治体が結ぶ安全協定の内容で決まります。立地自治体に限定せず広く安全協定を結ぶこと、まして、UPZ圏内の市町が同意権を持てるよう、すみやかに協定の検討を進めるべきと求めます。いかがですか。

4、被災者の生活再建について

10月23日定例記者会見で、4期目に取り組みたいことを聞かれ、知事は一番大切なのは被災者の皆様の復興だと述べました。一方地元紙インタビューに対して「被災者ニーズだけで場当たりの取り組みば予算がなくなる」とも述べています。そこでうかがいます。

まず知事が言う「被災者の皆様の復興」とは、どのような内容を指しているのでしょうか。知事の認識をお答えください。また「被災者ニーズだけで場当たりの取り組みば予算はなくなる」という発言の真意をお聞かせください。

政策集2017では、きめ細かな生活支援として15項目が列挙されていますが、私から見て肝心の2項目が含まれていません。それは被災者の医療介護

自己負担免除と災害公営住宅における家賃低減制度の期間延長問題です。

この間県内の市民団体は、独自にも様々な調査を行ってきました。医療介護問題では、宮城県民主医療機関連合会が震災5年目に仮設住宅、震災6年目には災害公営住宅の被災者を訪ねて調査をしています。医師・歯科医師の団体である宮城県保険医協会は、2015年仮設住宅の被災者2527人にハガキ調査を行い、翌年には医療を提供する側にあたる医療機関の調査を行いました。さらに国際的に活動するNGOセイブザチルドレンが岩手県山田町と宮城県石巻市の経済的困窮にある400世帯に二年連続アンケートを行いました。いずれの団体も調査をもとに提言にまとめています。日本共産党県議団自身も昨年8月から、独自の調査を行いました。あらゆる調査が震災後の経済的困難のなかで、とりわけ医療へのアクセスが困難となっていること、医療介護の自己負担免除の課題は命の問題として最も優先されるべき課題であることを浮き彫りにしています。知事、なぜこの願いに応えようとしないのか、お答えください。

もうひとつ肝心なこととして、災害公営住宅の家賃問題があります。現在は政令月収8万円以下の世帯は家賃低減制度の対象となり、5年間は特段の減額措置により入居時の家賃が継続しますが、6年目から10年目の間に暫時引き上げられ、11年目からは通常家賃にするとされています。

入居時の家賃を延長することが被災者の強い要望になっています。そのため国に対して制度の期間延長等拡充を求めることは当然として、市町が東日本大震災特別家賃低減事業や特別家賃低廉化事業の交付金を活用して、入居時家賃の継続に踏み出すことが期待されます。いくつかの市町が独自の家賃軽減対策に踏み出しているもとで、全県の市町が共通して対応する契機となるよう県として様々な場で市町に働きかける等、県が広域行政を担う責任を全うするイニシアティブを発揮して、全県の市町が共通して対応できるようにすべきと思いますが、いかがですか。

家賃の引き上げが行われるのは、個々の被災者の入居日からの換算ではなく、災害公営住宅の管理期間が始まった時からと聞きましたが、すでに来年度管理開始から6年目になる災害公営住宅は3市2町（仙台・石巻・栗原・山元・美里）で8424戸にのぼります。災害公営住宅の52%に及びますから、県の対応が急がれる切迫した状況です。

被災者生活再建支援金の申請締め切りについてうかがいます。基礎支援金・加算支援金ともに平成30年4月10日とされていますが、未申請世帯は、現在どのくらいありますか。基礎支援金未申請は、震災後複雑な過程を経た事例があり、また加算支援金については高台移転やまちづくりが遅れて申請に行き着かない世帯もあります。実態を把握して、実情に合った申請期限の延期をすべきと思いますがいかがですか。

先日半島部を訪ねた時のこと、震災後知事は一度も来ていないと住民の方から言われました。それは、被災地に来て我々の話を聞いてほしいという願いからだされた声と受け止めました。半島部の住民のこの声に、知事はどうかたえますか。また地域ごとの細かい課題について、すべてメモして幹部会で指示を出したということですが、それは何項目に上り主な内容は何か、どのような指示を出したのか、お示してください。

5、富県戦略について

本定例会で知事は「多面的な展開を図り、地域産業の再生と魅力的な雇用の創出交流人口の拡大に力を注ぐ」と決意を述べました。政策集2017では、「製造業のウエイトを高め雇用を生み出し、人口減少を抑えること。第一次産業から第三次産業までバランスのとれた産業構造を計る。企業誘致で12年間に1万3千人の雇用を創出した」として、ものづくり産業のさらなる集積をめざしています。

さて9月定例会では、私の一般質問に対する答弁の訂正報告がありました。県民所得を構成する3つの要素のうち、企業所得と財産所得は明確に増えていますが、雇用者報酬総体が減っている現実はどなたも否定できません。

雇用者数は県内ベースで3万2千人以上減っています。この間企業立地奨励金を活用して雇用を増やしたと繰り返しの答弁がありますが、手放しで喜ぶことは出来ない事態です。また雇用者に個人事業主などを加えた就業者数はこの10年間で68798人減少しました。内容を見る第二次産業は10年前の93・8%、第三次産業が96・5%に対して、第一次産業はなんと63・5%、おおきく減少しています。

求人倍率が高いことを知事は強調しています。しかし全国的には、低賃金と非正規で労働条件が悪い産業ほど働く人がやめてゆき、求人は出すが求職者が少ない、いわば負の連鎖が有効求人倍率を押し上げていると言われています。現に新規求人数の多い、医療福祉、卸小売り、製造は平均給与で全産業を下回っている状態です。

富県というのなら、一次産業従事者への支援、保育士や介護士などへの処遇改善のための施策、県内中小企業への抜本的支援と、復興需要が減少する中で耐震工事とセットにせず単独のリフォーム助成制度などを強力に具体化すべきと考えますがいかがですか。

また宮城県政の重要課題は、県土のバランスある発展です。仙台一極集中の是正にどのように取り組むのか、仙台と地方の格差を如何に埋めて行くのか、問われています。また仙台という一大消費地を抱える宮城県が、他の圏域と県内循環を図るために考えるべきは何か、知事に問題意識を、うかがいます。

6、政府の方向性を先取り・追従する知事の姿勢について

村井知事は大震災後、水産特区を実行に移し、空港民営化を行い、今後4年間の任期中には上工下一体官民連携（いわゆるコンセッション方式による宮城型管理運営方式）を実現することを政策集2017で述べています。さらに2017政策集では、耳慣れない事業ですが、県立高校の「国際バカロレア認定取得」を新たに打ち出しました。これらは分野的には水産・空港・水道・教育と別々ですが、いずれも政府がやろうとしている方向の具体化であることは明白です。村井県政独自の創造的事业ではありません。国が打ち出した方向に追従して具体化、先取りする、私はこれが村井県政の本質だと指摘します。知事いかがですか。

特に、上工下問題では、人口減少社会が今回提案の理由になっています。しかし、そもそも広域水道では、県が誤った人口予測を行い、当初計画では仙南塩広域水道の給水人口を193万人と想定しましたが、40年後の現在でも給水人口は160万人で、計画と実際のかい離はだれも否定できません。

過大な人口予測をもとに行った水需要予測により、設備投資は過大なものとなって莫大な負担を関係市町に押し付けました。その結果が用水供給事業の単価も、県別家庭用料金でも、全国一の高料金となり、工業用水事業では計画給水量に対する契約水量は、仙塩工業用水道・仙台圏工業用水道・仙台北部工業用水道は3つ合計でも3分の1という状況です。

これは予測できなかつたことではありません。日本共産党県議団は1980年代から繰り返し指摘してきましたが、県は根本的検討を回避して過大な設備投資を行ってきたことに原因があります。まさに行政責任に帰す問題です。この点をあいまいにして運営権移譲のみを問題にすることは、責任ある県行政の対応とは思えません。知事お答えください。

加えていうなら、今回のコンセッション方式は、現行水道法の枠を超えている問題です。水道法改正は先の通常国会に提出されましたが継続審議となりました。知事は先の9月議会で、大内議員の石炭火力発電所の質問に対して、「法律・条令・規則・基準を超えて、行政が踏み込んだアクションを起こすことはできない」と答弁しましたが、コンセッション方式は法律制定の前でもどんどん進める、これは問題によって態度を変えるご都合主義ではないでしょうか。知事は条例も予算も提案することが出来るのです。県民の命と健康を守るため、最大限の努力をすることを求めますがいかがですか。

以上で壇上からの質問と致します。ご清聴ありがとうございました。

(6388字)